

被災者生活再建支援制度

1 概要

被災者生活再建支援制度は、平成10年5月に公布された被災者生活再建支援法に基づくものであり、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活再建を支援することを目的としています。

支援金は、住宅の被害の程度に応じて、全壊世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給され、この額に住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円がそれぞれ加算される仕組みです。（金額は、いずれも世帯人員が複数の場合。世帯人員が1人の場合は、いずれも4分の3の金額）

2 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、かつ、災害規模が次のような場合に対象となります。

1. 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
 2. 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
 3. 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
 4. 上記1又は2に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満)における自然災害
 5. 上記3又は4に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村(人口10万人未満)で、1～3に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
 6. 上記3又は4に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上)における自然災害
- * 上記4～6に規定する人口要件については、平成32年3月31日までに行われた市町村の合併に関しては、合併が行われた日の属する年及びこれに続く5年間は、合併前の旧市町村の人口及び区域で適用を判断することができるなどの特例措置があります。

3 支給対象世帯

1. 住宅が全壊した世帯
2. 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
3. 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
4. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

4 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額)

(1)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (3. 1に該当)	解体 (3. 2に該当)	長期避難 (3. 3に該当)	大規模半壊 (3. 4に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

5 支援金の支給申請

(1)申請窓口 市町村

(2)申請時の添付書類

1. 基礎支援金:り災証明書、住民票等
2. 加算支援金:契約書(住宅の購入、賃借等)等

(3)申請期間

1. 基礎支援金:災害発生日から13月以内
2. 加算支援金:災害発生日から37月以内